

# 良好な環境を将来へ

## 川島町環境保全条例が制定されました



町では環境政策を計画的かつ総合的に推進してまいります。この条例は、行政のみが行動するのではなく、町民をはじめ事業者など地域のあらゆる人々が一体となり、安全で快適なまちづくりを実現するために、「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という地域の声を取り入れた条例です。

### 水環境の保全

家庭からの生活排水は、川や池を汚す大きな原因です。昔は当たり前だったメダカの学校が、今ではほとんど見られません。洗剤を上手に使ったり、油や残飯を流さないようにするなどの取り組みが各家庭で行われれば、川や池はもっときれいになります。台所からのご協力をお願いします。

### アイドリングストップ

自宅の玄関先で必要以上に暖機運転をしていたり、スーパーやコンビニの駐車場でエンジンをかけたまま買い物をしたことはありませんか。無駄なアイドリングは空気を汚すだけでなく、ガソリンの浪費にもつながります。日頃のご協力をお願いします。

### 空き地や空き家の適正管理

空き地や空き家を放っておくと、ポイ捨てなどの恰好の場所となります。また、雑草の中から害虫が発生し近所に迷惑となることもあります。きれいに管理して頂くことで、こうした被害を防ぐことがねらいです。所有者の方には、定期的に除草するなど、適正に管理することをお願いします。

### 自動車や自転車の放置の禁止

歩道などにある放置自転車は迷惑です。歩行者のじゃまにもなります。また高齢者や障がい者の方々にとってはよけるのが難しく、大変危険です。また、公共の場所に車両を放置しておく大変迷惑です。このような場合、警告の後に撤去し、一定期間保管した後引き取りがない場合は売却や廃棄します。

### 不法投棄の規制

ゴミの不法投棄は、大勢のかたの迷惑になります。また、衛生面からもごみを捨てないでください。不法投棄が発見された場合、その状況を調査し、調査した結果を警察署長へ通報します。また不法投棄をした者に、原状に戻すよう命じ、命令に違反した場合には罰金の支払いが必要になります。

### 飼い犬や飼い猫のふんの放置の禁止

犬や猫のふんは誰が見ても嫌なものです。気分を害されるうえ、悪臭や衛生上の問題もあります。また、歩道などに落ちていて踏んでしまった時のいやな気分を忘れないでください。散歩をする時は回収用具を準備して、犬のふんは、飼い主の方が必ず持ち帰ってください。

### 野生動植物の保護

町では、町内に生息や自生する希少又は貴重な動植物を「保護動植物」として指定し保護することができます。また、ブラックバスなど外来魚種については町内の池や河川などに放流することができません。なお捕獲した場合も同様に、再び放流したり、他の池や河川などに放流できません。

### 土砂等による土地の埋め立て等の規制

土砂等で300㎡以上3,000㎡未満の土地の埋め立てをするときは、町長の許可が必要です。また、埋め立てをするときは、事業地域や周辺地域の災害の防止や運行の安全、良好な環境を確保する必要があります。なお、事業は6月から9月の間はできません。  
※3,000㎡以上の場合は県の許可が必要です。



### 農薬の安全使用

農薬は使い方を誤ると大変危険なものです。農薬は「農薬取締法」に基づき、農林大臣の登録を受けた農薬を購入し、適正に使用しましょう。更に減農薬にも心がけてください。また、保管については、盗難や飛散・流出などを防止するため適正な保管が必要です。

### 自動車等たい積保管の規制

自動車を積み重ねて保管するときは、保管する場所ごとに、町長の許可が必要になります。たい積保管する場合は、みだりに人が立ち入れないような囲いをするとともに、崩れたりして危険のないような措置が必要です。また、オイルなどの流失や、蚊やハエの発生しないような措置も必要です。

### 空き缶等の散乱防止

自動販売機で飲料品を販売する場合は、ポイ捨て防止のための回収容器を設置しなければなりません。また、利用者は空き缶をその回収容器に投入するか持ち帰らなければなりません。自動販売機の周辺や道路などへの空き缶の散乱を防ぎましょう。

### 生活環境を阻害するその他の行為の規制

振動や騒音、悪臭や粉じんなど、周辺的生活環境を阻害しないように配慮が必要です。一定の基準を超えた場合は県条例等の対象となりますが、それ以下の場合でも、周辺の皆さんにご迷惑をかけないように注意してください。